

ごみ出しルールを守りましょう

ごみ出しルールが守られず、ごみ集積所が不衛生な状態になっていたり、資源として利用できる物がもえるごみで出されたりしています。分別されていないごみや収集日が違うごみは環境指導員や地域住民、共同住宅などの管理者の皆さんが片付けています。きれいなまちづくりとごみの減量などを推進するため、一人一人がごみ出しルールを守りましょう。

問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)



ごみ出しルール5原則

【①決められた分別方法で！】

品目ごとの分別方法を確認してから出しましょう。

【②決められた市指定ごみ袋で！】

品目ごとに分類して市指定ごみ袋で出しましょう。レジ袋や段ボール箱に入れて出さないでください。

【③決められた収集日の当日に！】

品目ごとに決められた収集日の当日に出しましょう。ごみの散乱などを防止するため、前日や夜間には出さないでください。

【④朝8時30分までに！】

収集作業を開始する時間は収集日当日の午前8時30分からです。時間に遅れないように出してください。

【⑤町内で指定のごみ集積所に出す！】

各町内で決められたごみ集積所に出しましょう。決められた指定場所以外には出さないでください。

※住んでいる地域によって、品目ごとに出来る場所が異なります

ごみ出しに関する情報は次の3つで確認！

【分別ガイドブック】

ごみ出しに関するルールや分け方・出し方、分別辞典を掲載しています。



▲分別ガイドブックと収集カレンダーの詳細はこちら

【収集カレンダー】

家庭で出る資源とごみの収集日を確認できます。

【ごみ分別アプリ「さんあ〜る」】

このアプリをダウンロードすると、スマホなどでごみの出し方や収集日を確認できるようになります。



▲「さんあ〜る」の詳細はこちら

事業所から出る廃棄物は

町内のごみ集積所に出さないでください

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業所から出る廃棄物は事業所の責任で適正に処理することが義務付けられています。事業所の事業活動で出た廃棄物は、次の処分方法に従って、正しく処分してください。

- **事業系一般廃棄物** = 自分で清掃施設に持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する



▲処分方法の詳細はこちら

- **産業廃棄物** = 産業廃棄物の処理業者に依頼する

人権のまちづくり講演会

人権のまちづくり講演会をオンラインで開催します。講演会は約1時間です。

※字幕があります

期間 8月18日(木)午前9時から31日(水)午後6時まで

演題 LGBTを理解する～日本社会の中でマイノリティであること～

講師 東小雪さん(公認心理師)
参加料 無料

※通信料は参加者負担です

申し込み 8月1日(月)午前9時から31日(水)正午までに、

専用ホームページ(☎https://logoform.jp/form/Gpfu/101177)から申し込んでください

問い合わせ 人権課(☎27-2730)



▲東小雪さん



▲専用ホームページはこちら

夏の賑わい まちなか子ども絵画展

「ぼくのすきなもの、わたしのすきなもの」をテーマに市立幼稚園7園の園児が描いたかわいい作品約380点や、各幼稚園の活動記録を展示します。期間中は来場記念品として、世界遺産田島弥平旧宅PRキャラクター「くわまる」の塗り絵を差し上げます。

期間 8月3日(水)から28日(日)まで

※月曜日は休館です

時間 午前9時～午後5時

会場 伊勢崎駅前インフォメーションセンター

※車で来場の際は、ベイシアスーパーマーケット伊勢崎駅前店の駐車場を利用してください

入場料 無料

問い合わせ 都市開発課(☎21-7490)または伊勢崎駅前インフォメーションセンター(☎61-8008)



▲園児の作品をぜひ見に来てください

募集内容一覧

部門	種類	規格
日本画	水墨画、墨彩画、極彩画	●15歳以上の人=10号～30号
洋画	油彩画、水彩画、パステル画、版画など	●小・中学生=四つ切り画用紙
書道	漢字、かな、墨象、漢字かな交じり書、大字、刻字、てん刻	●15歳以上の人=半切縦形式(本表装)・半切横形式(本表装)・正形式(本表装) ●小・中学生=半紙・半紙三枚判(縦)
彫刻工芸	陶芸、漆芸、彫刻、彫釜、彫壺、鏝釜、ガラス工芸、皮革工芸、木竹工芸、藤工芸など	●15歳以上の人=縦(高さ)2m×横(幅)1m×奥行1m以内の作品 ●小・中学生=3辺の合計が90cm以内の作品
手芸	編み物、刺繍、パッチワーク、染色、切り絵、ちぎり絵、押し絵、押し花、紙工芸、レザークラフト、人形(紙・粘土・木目込み)など	

※15歳以上の人に中学生は含みません



▲市ホームページはこちら

対象 次のいずれかに該当する小学生以上の人

- 市内に在住または在勤・在学の人
- 市内のサークルに所属している人

募集内容 左表のとおり

※1部門につき1人1点まで出品できます

出品料 無料

申し込み 申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで文化観光課へ

宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所文化観光課、☎(21)3352、☎kanbou@city.iesaki.lg.jp

締切日 9月30日(金)(必着)

11月4日(金)から6日(日)まで、文化会館で開催する「いせさき市民アートフェスティバル2022」に出品する作品を募集します。皆さんの力作をぜひ出品してください。

問い合わせ 文化観光課(☎27-2758)

※直接提出する場合は、各公民館でも提出できます

※募集要項や申込書は文化観光課、各支所市民情報コーナー、各公民館にあります。市ホームページからダウンロードもできます

Made in いせさき コロナ対応 製品等購入に係る事業者支援事業 補助金を交付します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市内事業者の安定的な事業継続のため、市内で製造、販売している感染症対応製品などを新たに購入する事業者に対して、購入費の一部を補助します。

問い合わせ 企業誘致課(☎27-2756)

対象者 市内で次の施設を開設している法人または個人事業主

- ①医療関連施設(病院・訪問看護事業所・薬局など)
- ②老人福祉施設(老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・訪問介護サービス事業所など)
- ③障害者福祉施設(入所・通所型の障害福祉施設全般など)
- ④児童福祉施設(保育園・認定こども園・放課後児童クラブなど)
- ⑤教育関連施設(幼稚園・専修学校・学習塾など)
- ⑥群馬県「ストップコロナ! 対策認定制度」の認定取得済み店舗
- ⑦製造業・運送業の事業所

対象製品 市が指定した製品の販売事業者から購入した機器・物資など

補助金額

- 市内で製造された機器に対する補助金の9割
 - 市内で製造された物資などに対する補助金の7割
 - 右記以外の物に対する補助金の6割
- ※上限額は100万円、下限額は10万円です。千円未満は切り捨てです

申し込み 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接または郵送で企業誘致課へ

宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所企業誘致課

締切日 11月30日(水)(消印有効)